[客観要件確認シート（参考）](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/checksheet%28tsujoheikifukumu%29ver.2.doc) 注：令和7年10月9日より施行される内容

※ あくまでも参考例ですので、社内規程等を踏まえ、修正等して

ご使用ください。

確認日　　　年　月　日

|  |  |
| --- | --- |
| 該非確認責任者 | 所属・役職：　　　　　　　氏名： |
| 統括責任者 | 所属・役職：　　　　　　　氏名： |

１．輸出案件の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 仕向国 |  |
| 貨物・技術名（HSコード上二桁）（特定品目の場合は四桁又は六桁） | （　　　　　　　類） |
| 輸入者　 　 　　　　 |  |
| 最終需要者所在地（国名） 代表者事業内容 |  |
| 最終用途 |  |

２．該非判断確認リスト

|  |  |
| --- | --- |
|  　輸出令別表第１　 の１～１５項のいずれかに 外為令別表　　　 該当するか。 | はいいいえ |

|  |  |
| --- | --- |
|  　ＨＳコードから当該貨物・技術が輸出令別表第１ 又は外為令別表の１６項の中欄に該当しないこと 　が明らかか。 | 許可申請不要はいいいえ |

(注)16項中欄

　　　　関税定率法別表第２５類から第４０類まで、第５４類から

　　　　第５９類まで、第６３類、第６８類から第９３類まで又は

　　　　第９５類に該当する貨物

３．補完的輸出規制(キャッチオール規制)に係る用途・需要者等確認リスト

①インフォーム、輸出令別表第３の国向け輸出の確認

|  |  |
| --- | --- |
| 経済産業省からインフォームを受けたか。 | はいいいえ |

許可申請不要

| 仕向国は輸出令別表第３の国か。 | はいいいえ |
| --- | --- |

(注)輸出令別表第３の国

　　　　ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ､ｵｰｽﾄﾗﾘｱ､ｵｰｽﾄﾘｱ､ﾍﾞﾙｷﾞｰ､ﾌﾞﾙｶﾞﾘｱ､ｶﾅﾀﾞ､ﾁｪｺ､ﾃﾞﾝﾏｰｸ､

 ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ､ﾌﾗﾝｽ､ﾄﾞｲﾂ､ｷﾞﾘｼｬ､ﾊﾝｶﾞﾘｰ､ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ､ｲﾀﾘｱ､大韓民国、

ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸ､ｵﾗﾝﾀﾞ､ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ､ ﾉﾙｳｪｰ、ﾎﾟｰﾗﾝﾄﾞ､ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ､ｽﾍﾟｲﾝ､

ｽｳｪｰﾃﾞﾝ､ｽｲｽ､英国､ｱﾒﾘｶ合衆国

②大量破壊兵器等補完規制に係る用途・需要者確認リスト

|  |  |
| --- | --- |
| 　３－１の用途確認リストに「はい」が一つでも　あったか。 | はいいいえ |

|  |  |
| --- | --- |
| ３－２の需要者確認リストに「はい」が一つでもあったか。 | はいいいえ |

|  |  |
| --- | --- |
| 　３－３のガイドラインに「いいえ」が一つでも あったか。 | はいいいえ |

③通常兵器補完規制に係る用途・需要者確認リスト

許可申請不要

| 仕向国が輸出令別表第３の２の国(注１)又は一般国(注２)(貨物が特定品目(注３)である場合に限る。)か。 | はいいいえ |
| --- | --- |

(注１)輸出令別表第３の２の国・地域

　　ｱﾌｶﾞﾆｽﾀﾝ、中央ｱﾌﾘｶ、ｺﾝｺﾞ民主共和国、ｲﾗｸ、ﾚﾊﾞﾉﾝ、ﾘﾋﾞｱ、

北朝鮮、ｿﾏﾘｱ、南ｽｰﾀﾞﾝ、ｽｰﾀﾞﾝ

(注２)輸出令別表第３の国又は別表第３の２に掲げる国・地域以外

(注３)輸出令別表第１の１６の項の中欄（１）に掲げる貨物

|  |  |
| --- | --- |
| ３－４の用途確認リストが「はい」という結果となったか。 | はいいいえ |

許可申請不要

|  |  |
| --- | --- |
| ３－５の用途要件の除外に「はい」が一つでもあったか。 | はいいいえ |

許可申請不要

|  |  |
| --- | --- |
| ３－６の需要者確認リストに「はい」が一つでもあったか。 | はいいいえ |

許可申請不要

|  |  |
| --- | --- |
| 　３－７のガイドラインに「いいえ」が一つでも あったか。 | はいいいえ |

　　輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

３－１．大量破壊兵器等補完規制に係る「用途」確認リスト

（輸出令別表第３の地域を除く地域向け（国連武器禁輸国・地域を含む）の場合）

 以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者から連絡を受けたかについても確認すること。（どちらかに○をつけること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 別表行為 | ①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用　若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| ②核融合に関する研究 | はい・いいえ |
| ③原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製　造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| ④重水の製造 | はい・いいえ |
| ⑤核燃料物質の加工 | はい・いいえ |
| ⑥核燃料物質の再処理 | はい・いいえ |

３－２．大量破壊兵器等補完規制に係る「需要者」確認リスト

（輸出令別表第３の地域を除く地域向け（国連武器禁輸国・地域を含む）の場合）

 ①外国ユーザーリストの確認

（どちらかに○をつけること）

|  |  |
| --- | --- |
| 需要者は外国ユーザーリスト（懸念区分：核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）に掲載されているか。 | はい・いいえ |

 「はい」の場合は、３－３の確認を行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

 ②需要者要件の確認

　 需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。

（どちらかに○をつけること）

|  |  |
| --- | --- |
| 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |

 「はい」が一つでもあった場合は、３－３の確認を行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

３－３．核兵器等開発等省令第２号若しくは第３号又は核兵器等開発等告示第２号若しくは第３号に定める「明らかなとき」を判断するためのガイドラインに関する確認リスト

　　 以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○をつける。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貨物等の用途・仕様 | ①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該　貨物等の用途に関する明確な説明がある。　　*例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供したがらない場合には、明確な説明は**ないものと推定する。* | はい・いいえ・－ |
| ②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。　　*例えば、次のような場合は、合理的な理由はないものと推定する。*　　*・小さなパン屋が高性能のレーザーを数台**注文する等、当該貨物等の性能が取引相手の業務内容に合っていない。**・当該貨物等に関係する事業経験がほとんどない又は全くない。**・当該貨物等の最終需要者が貨物運送会社となっている。* | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件 | ③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確で　ある。　　*例えば、設置場所又は使用場所に関する情報を提供したがらない場合は、明確ではないものと推定する。* | はい・いいえ・－ |
| ④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。*例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供したがらない場合には、用途に疑わしい点があるとの情報を有しているものと推定する。* | はい・いいえ・－ |
| ⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な　　安全装置・処置が要求されていない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の関連設備・装置等の条件・態様 | ⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う　　原材料についての説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等　の用途に照らして合理的、整合的である。*例えば、設備や原材料の組合せに関する情報を提供したがらない場合には、合理的･整合的ではないものと推定する。* | はい・いいえ・－ |
| ⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様 | ⑩輸送時における表示、船積みについての特別　の要請がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑪製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が　輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の支払対価等・保証等の条件 | ⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などに　　おいて異常に好意的な提示がなされていない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求が　ある。 | はい・いいえ・－ |
| 据付等の辞退や秘密保持等の態様 | ⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣　の要請がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| 外国ユーザーリスト掲載企業・組織等 | ⑰イ　外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑱外国ユーザーリストに掲載されている企業･組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その　　輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていない、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。 | はい・いいえ・－ |
| その他 | ⑲その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がない等、取引上の不審な点がない。 | はい・いいえ・－ |

３－４．通常兵器補完規制に係る「用途」確認リスト

（国連武器禁輸国・地域（輸出令別表第３の２の国・地域）又は一般国（貨物が特定品目である場合に限る。）向けの場合）

 以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書、図画若しくは電磁的記録媒体に記載、記録されているか。また、輸入者等から連絡を受けたかについても確認すること。（どちらかに○をつけること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く））の開発、製造又は使用 | はい・いいえ |

「はい」の場合は、３－５の確認を行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

３－５．客観要件の除外に関する確認リスト

　「３－４」において「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。（どちらかに○をつけること。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 客観要件の除外 | ①当該輸出貨物を用いて開発等される別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。 | はい・いいえ |
| ②自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ③自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ④自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑤自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑥自衛隊法第百条の八に基づき自衛隊が物品役務相互提供協定の締約国に対して貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑦国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑧国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑨重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
|  | ⑩重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
|  | ⑪武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
|  | ⑫武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
|  | ⑬海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
|  | ⑭国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑮令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |

(※)別表

一　銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品

１　空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾

２　救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾

二　産業用の発破器

三　産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

３－６．通常兵器補完規制に係る「需要者」確認リスト

（国連武器禁輸国・地域（輸出令別表第３の２の国・地域）又は一般国（貨物が特定品目である場合に限る。）向けの場合）

 ①外国ユーザーリストの確認

（どちらかに○をつけること）

|  |  |
| --- | --- |
| 需要者は外国ユーザーリスト（懸念区分：通常兵器）に掲載されているか。 | はい・いいえ |

 「はい」の場合は、３－７の確認を行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

 ②需要者要件の確認

　 需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。

（どちらかに○をつけること）

|  |  |
| --- | --- |
| 通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く））の開発、製造又は使用 | はい・いいえ |

 「はい」の場合は、３－７の確認を行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

３－７．通常兵器開発等省令第２号若しくは第３号又は通常兵器開発等告示第２号若しくは第３号に定める「明らかなとき」を判断するためのガイドラインに関する確認リスト

　　 以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○をつける。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貨物等の用途・仕様 | 1. 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該

　貨物等の用途に関する明確な説明がある。　　*例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供したがらない場合には、明確な説明は**ないものと推定する。* | はい・いいえ・－ |
| 1. 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。

　　*例えば、次のような場合は、合理的な理由はないものと推定する。*　　*・小さなパン屋が高性能のレーザーを数台**注文する等、当該貨物等の性能が取引相手の業務内容に合っていない。**・当該貨物等に関係する事業経験がほとんどない又は全くない。**・当該貨物等の最終需要者が貨物運送会社となっている。* | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件 | 1. 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確で

　ある。　　*例えば、設置場所又は使用場所に関する情報を提供したがらない場合は、明確ではないものと推定する。* | はい・いいえ・－ |
| 1. 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。

*例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供したがらない場合には、用途に疑わしい点があるとの情報を有しているものと推定する。* | はい・いいえ・－ |
| 1. 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な　　安全装置・処置が要求されていない。
 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の関連設備・装置等の条件・態様 | 1. 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う　　原材料についての説明がある。
 | はい・いいえ・－ |
| 1. 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等　の用途に照らして合理的、整合的である。

*例えば、設備や原材料の組合せに関する情報を提供したがらない場合には、合理的･整合的ではないものと推定する。* | はい・いいえ・－ |
| 1. 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。
 | はい・いいえ・－ |
| 1. 通常必要とされる関連装置の要求がある。
 | はい・いいえ・－ |
| 表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様 | 1. 輸送時における表示、船積みについての特別

　の要請がない。 | はい・いいえ・－ |
| 1. 製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がない。
 | はい・いいえ・－ |
| 1. 輸送時における梱包及び梱包における表示が

　輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の支払対価等・保証等の条件 | 1. 当該貨物等の支払対価・条件・方法などに　　おいて異常に好意的な提示がなされていない。
 | はい・いいえ・－ |
| 1. 通常要求される程度の性能等の保証の要求が

　ある。 | はい・いいえ・－ |
| 据付等の辞退や秘密保持等の態様 | 1. 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣

　の要請がある。 | はい・いいえ・－ |
| 1. 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。
 | はい・いいえ・－ |
| 外国ユーザーリスト掲載企業・組織等 | 1. ロ　外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、輸出令別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物等に該当するときには、入手可能な全ての文書その他の情報に基づいて、本ガイドラインの他の事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払しょくされない事項がない。
 | はい・いいえ・－ |
| ⑱外国ユーザーリストに掲載されている企業･組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その　　輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていない、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑲輸出令別表第３の２に掲げる地域向け又は当該地域の非居住者を需要者（外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織を含む。）とする輸出等にあっては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例又は輸出令別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物等に該当しない。 | はい・いいえ・－ |
| その他 | ⑳その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がない等、取引上の不審点がない。 | はい・いいえ・－ |